

国・沖縄県における 発達障害児(者)支援施策について



沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課



かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

1 かかりつけ医の役割

- ・発達障害の可能性のあることに**気づく**(気づき、スクリーニングなど)
- ・日常的な診療で**対応する**(本人の面接、家族の相談など)
- ・専門医や支援機関に**つなぐ**(専門医・支援機関への紹介、連携など)

2 研修全体の目的

- ・発達障害の可能性に気づくための評価、診断等の基本的な知識を習得する
- ・本人、家族等の日常的な受診に対応する上での基本的な知識を習得する
- ・関係機関や支援制度に関する基本的な知識を習得する



○内容

- 1 発達障害児(者)の支援体制〈法律、役割等〉
- 2 沖縄県発達障害者支援体制整備計画について
- 3 発達障害児(者)支援に関する取組について



pista.jp - 0565075

3



-
- 1 発達障害児(者)の支援体制
〈法律、定義、役割等〉



4



発達障害者支援法の全体像

I これまでの主な経緯

昭和55年 知的障害児施設の種類として新たに医療型自閉症児施設及び福祉型自閉症児施設を位置づけ
 平成5年 強度行動障害者特別処遇事業の創設(実施主体:都道府県等)
 平成14年 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の開始(広汎性発達障害者を対象とした地域支援の拠点の整備の推進)
 平成16年12月 超党派の議員立法により発達障害者支援法が成立 → 平成17年 4月 施行
 平成22年12月 発達障害が障害者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化
 平成28年5月 超党派の議員立法により「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立

II 主な趣旨

- 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

III 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

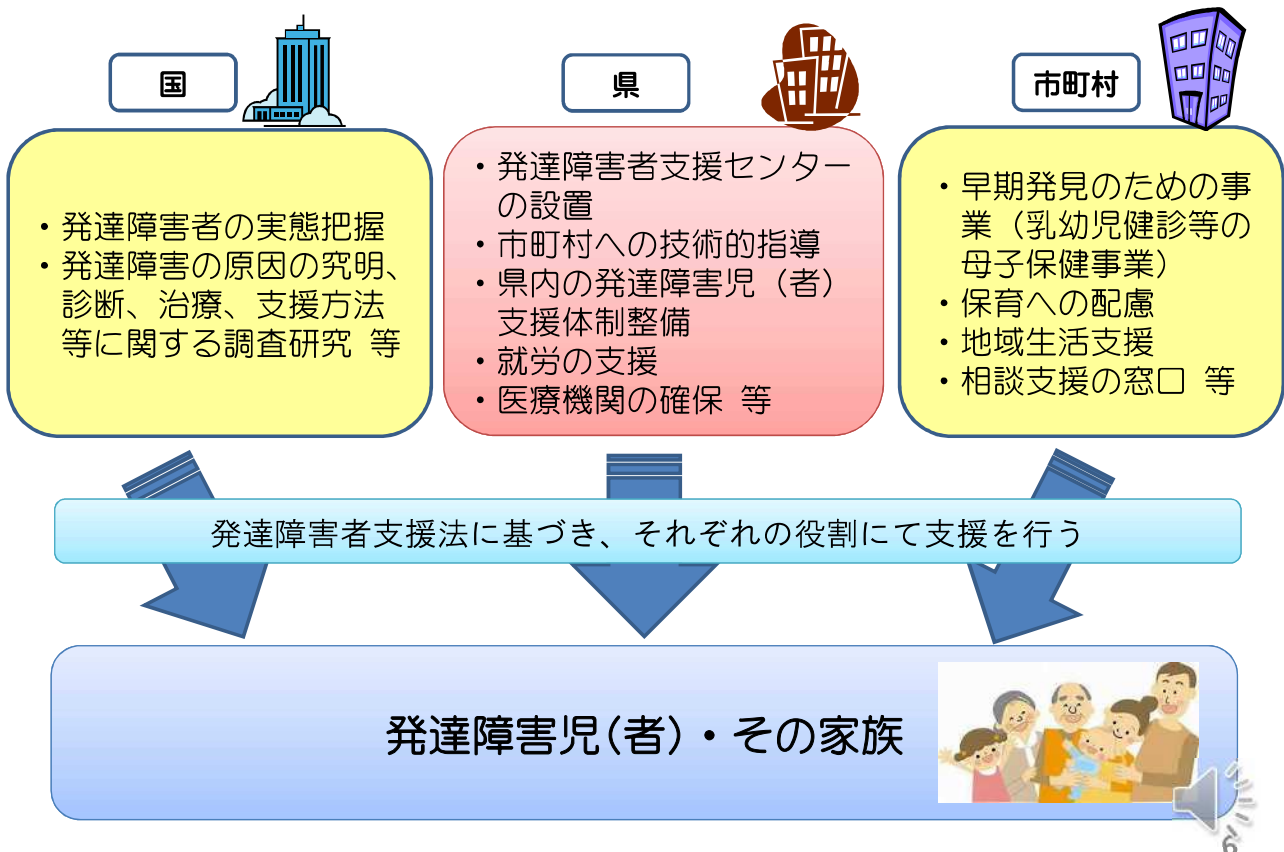
就学前（乳幼児期）	就学中（学童期等）	就学後（青壮年期）
<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診等による早期発見 ○早期の発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○就学時健康診断における発見 ○適切な教育的支援・支援体制の整備 ○放課後児童健全育成事業の利用 ○専門的発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保 ○地域での生活支援 ○発達障害者の権利擁護

【都道府県】 発達障害者支援センター(相談支援・情報提供・研修等)、専門的な医療機関の確保 等

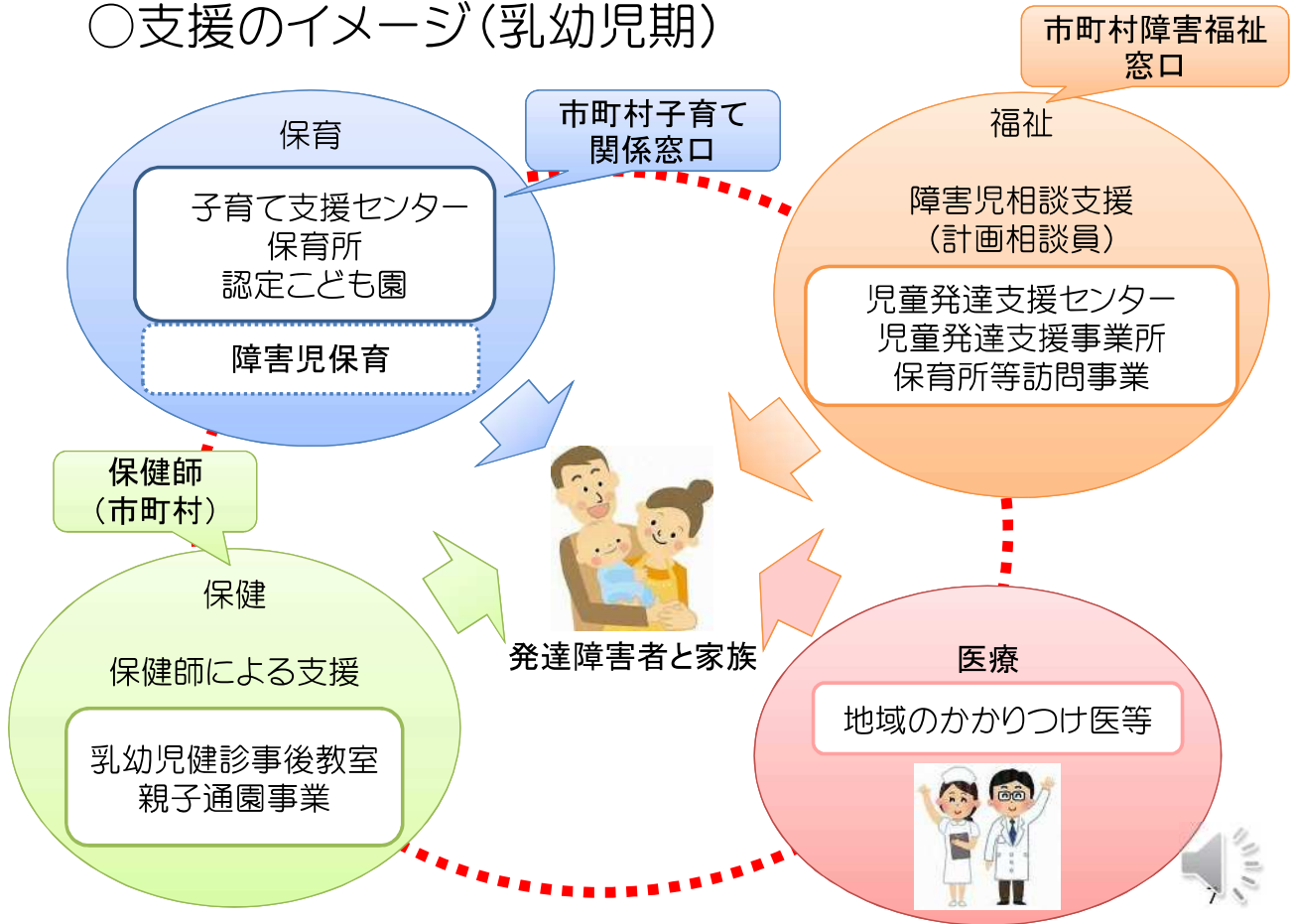
【国】 専門的知識を有する人材確保(研修等)、調査研究 等



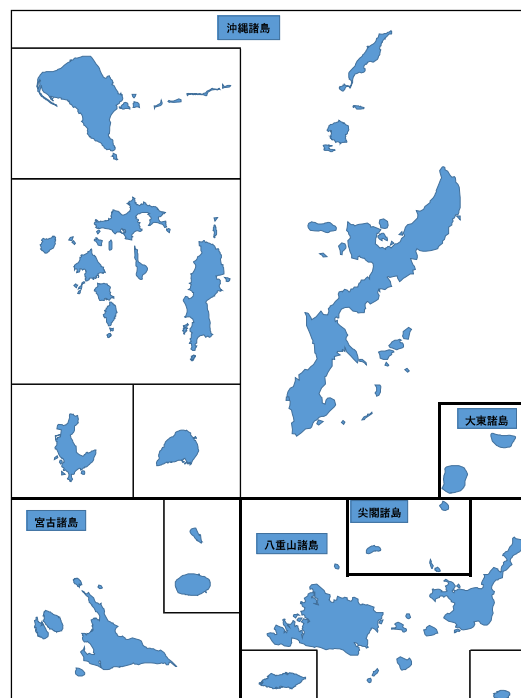
○発達障害者支援法における国、都道府県、市町村の役割



○支援のイメージ(乳幼児期)

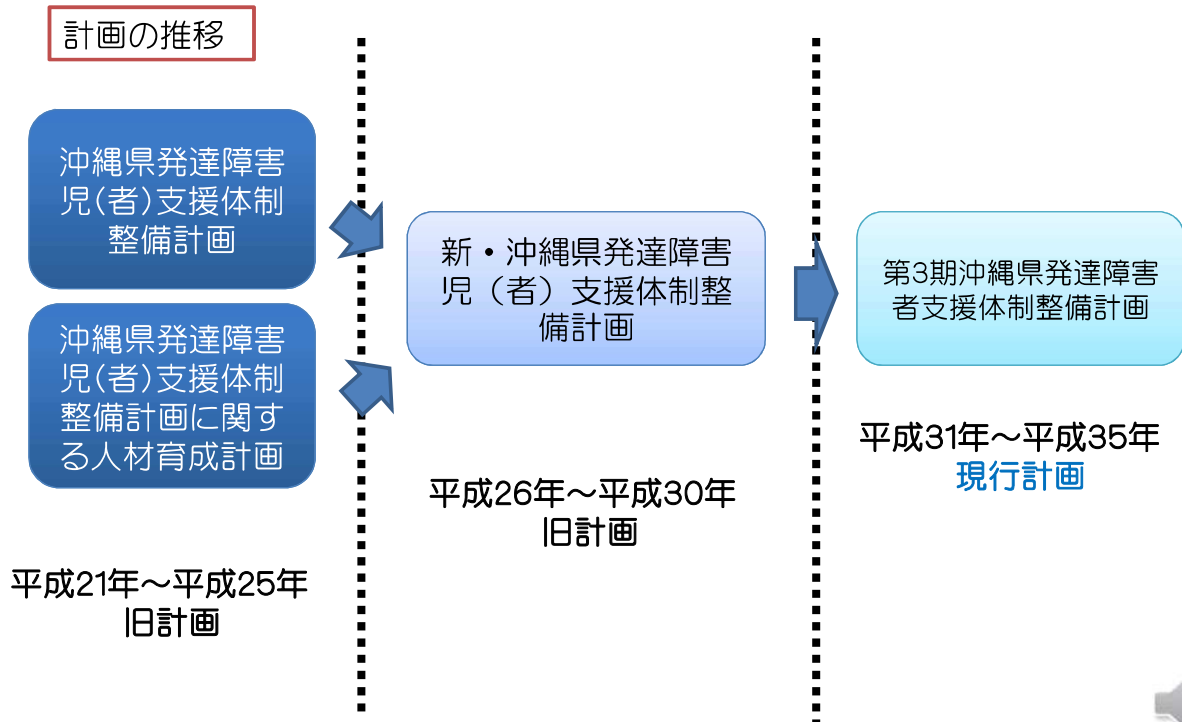


2 沖縄県発達障害者支援体制整備計画について



発達障害者支援計画に関する経緯について

- 県内の発達障害支援体制整備を構築する為に、平成21年から策定している。



9

第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画 (以下「整備計画」という。)の基本方針

- 発達障害者支援法の趣旨等を踏まえ、以下の3つを基本方針と位置づけ。

○ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に「切れ目のない」支援の実施に取り組みます。

○家族なども含めた、きめ細かな支援

教育、就労の支援、司法手続きにおける配慮、発達障害者の家族等へのきめ細かな支援を推進します。

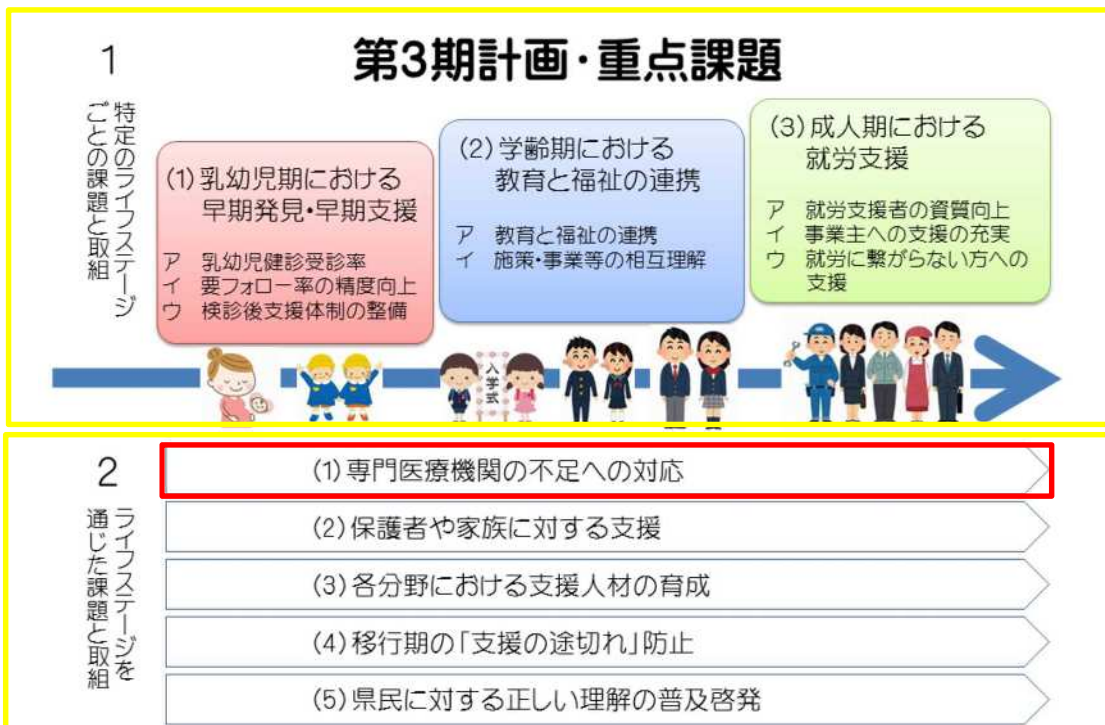
○地域の身近な場所で受けられる支援

地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指します。



10

第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画の推進体制



3 発達障害児(者)支援に関する 取組について

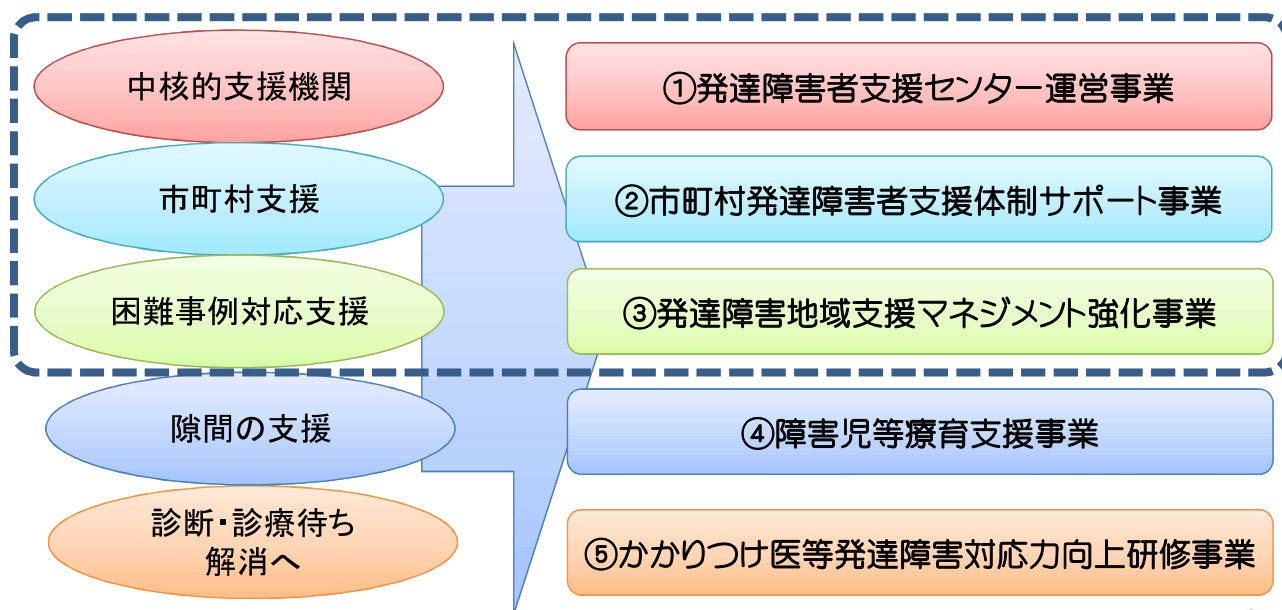
13



○県(障害福祉課)の発達障害児(者)支援について



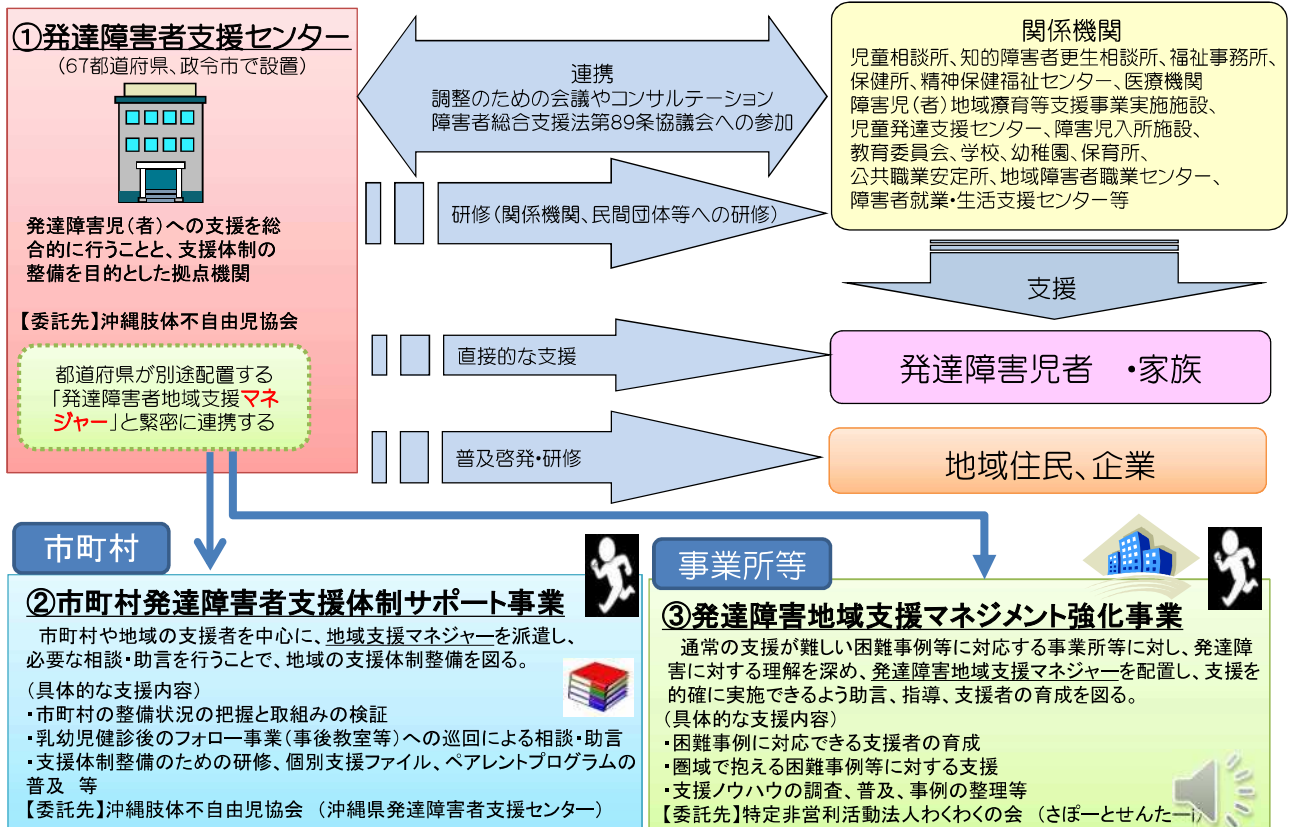
県(障害福祉課)では、「整備計画」を推進するため、以下の5つの事業に取り組んでいます。



14



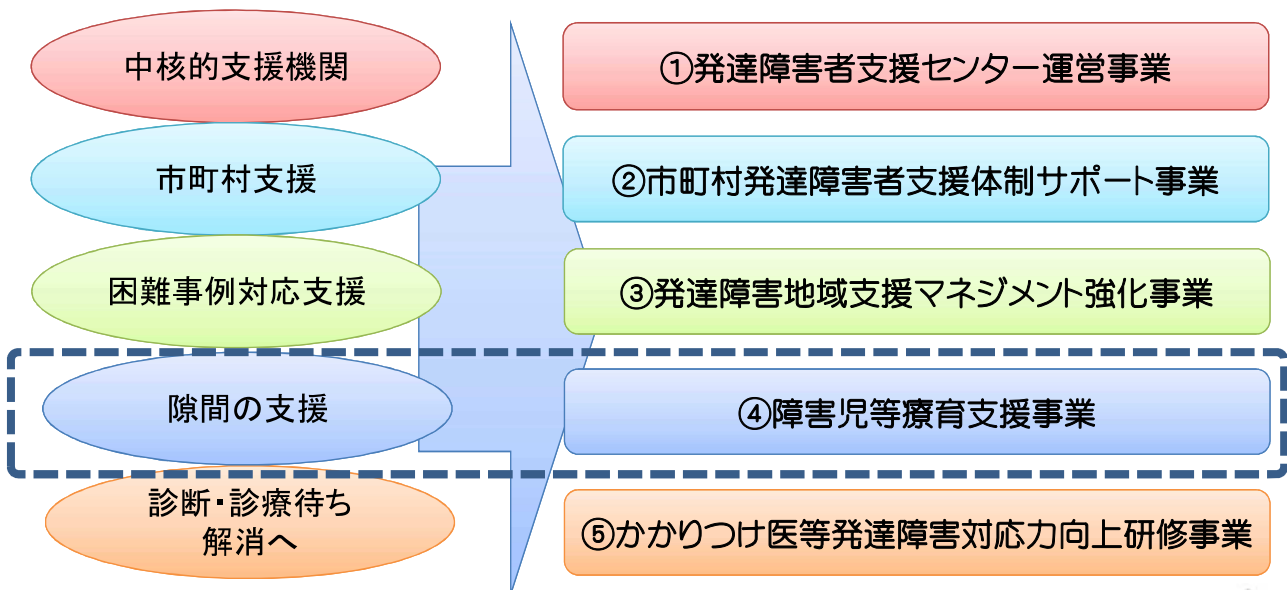
①支援センター運営事業、②市町村サポート事業、③地域マネジメント事業



○県(障害福祉課)の発達障害児(者)支援について



県(障害福祉課)では、「整備計画」を推進するため、以下の5つの事業に取り組んでいます。



④障害児等療育支援事業(目的等)

1. 法的な位置付け

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の**専門性の高い相談支援事業**となっている。**(都道府県必須事業)**

2. 事業の目的

在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児及び発達障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図り、在宅の障害児等の福祉の向上を図ることを目的としている。

3. 事業の特徴

- ①障害児及びその**家族**が支援対象。
- ②福祉サービスの**支給決定を受けていなくても、利用が可能。**
- ③障害児の通う**保育所や障害児通所支援事業所等の職員**への支援も可能。



17

④障害児等療育支援事業(事業内容)

在宅支援訪問療育等指導事業

ア 巡回相談

相談・支援を希望する在宅障害児等のご家庭に定期的若しくは随時訪問を行ったり、相談・支援を必要とする地域を巡回する等の方法で、在宅の障害児等及びそのご家族に対して各種の相談・支援を行います。

イ 訪問による健康診査

医療機関等における健康診査を受けることが困難な在宅の重度知的障害児(者)の家庭を訪問し、健康診査を実施するほか、必要に応じて介護等に関する助言等を行い、併せて各種の相談に応じます。



在宅支援外来療育等指導事業

在宅の障害児等及びそのご家族に対して、外来の方法により、各種の療育・相談を行います。



施設支援指導事業

障害児等の通う保育所・学校や障害児通所支援事業所等の職員に対し、在宅障害児等の療育に関する技術の研修・指導を行います。

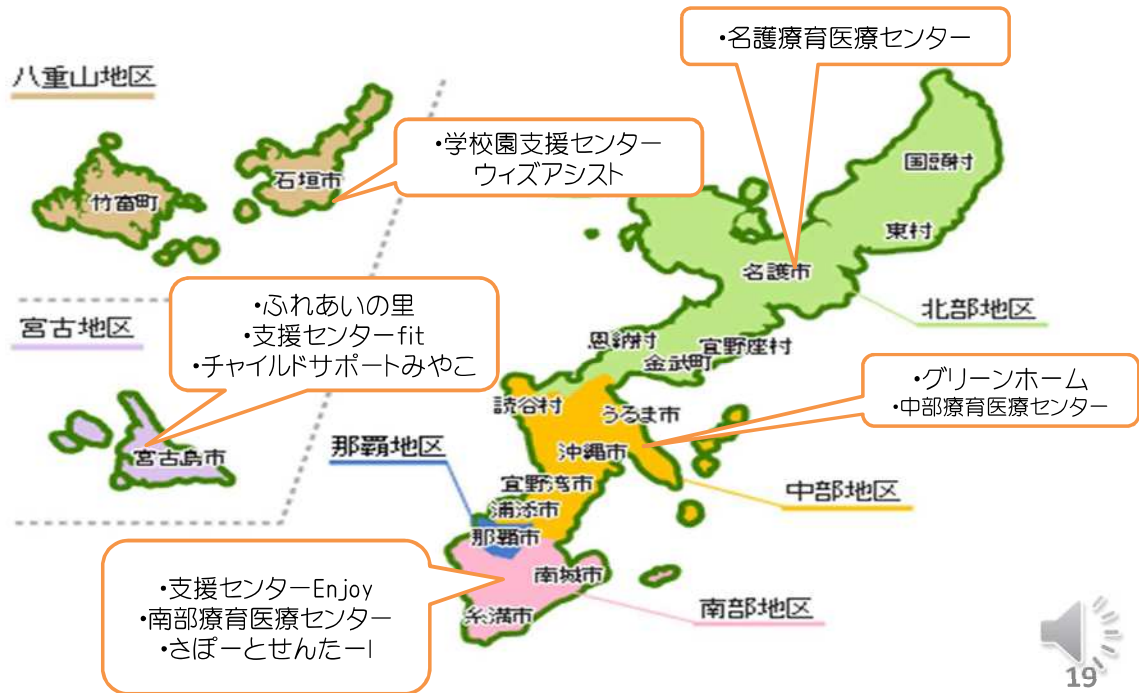


18

④障害児等療育支援事業（実施事業所）

1 実施事業所数

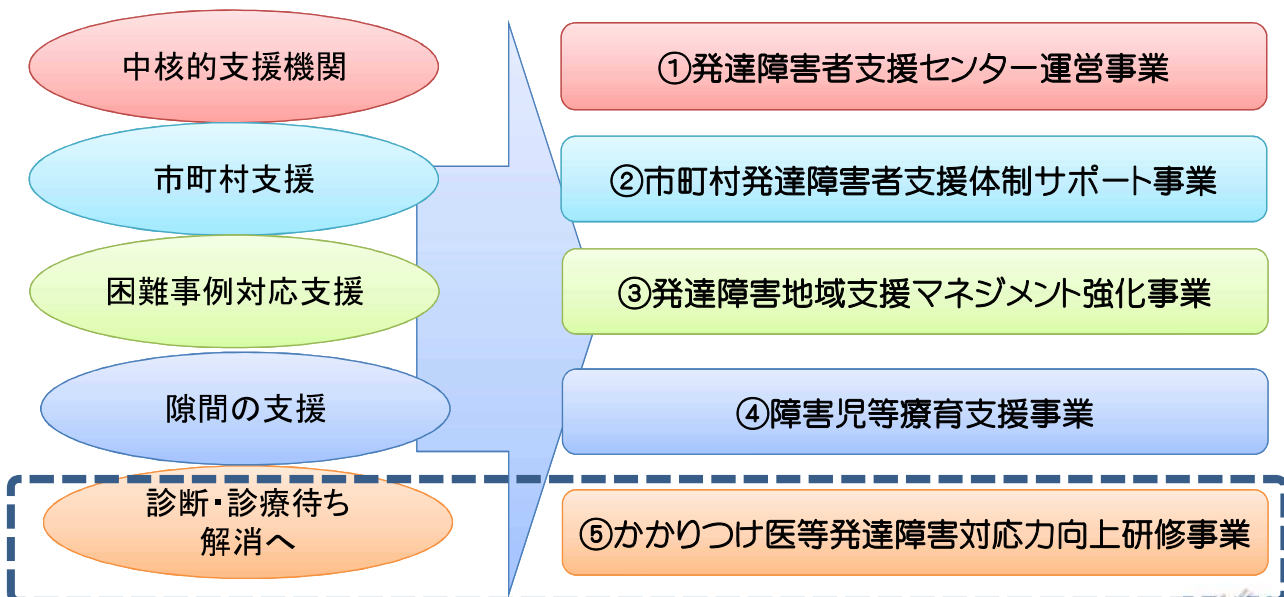
10カ所の事業所で実施（北部1、中部2、南部3、宮古3、八重山1）



○県（障害福祉課）の発達障害児（者）支援について



県（障害福祉課）では、「整備計画」を推進するため、以下の5つの事業に取り組んでいます。



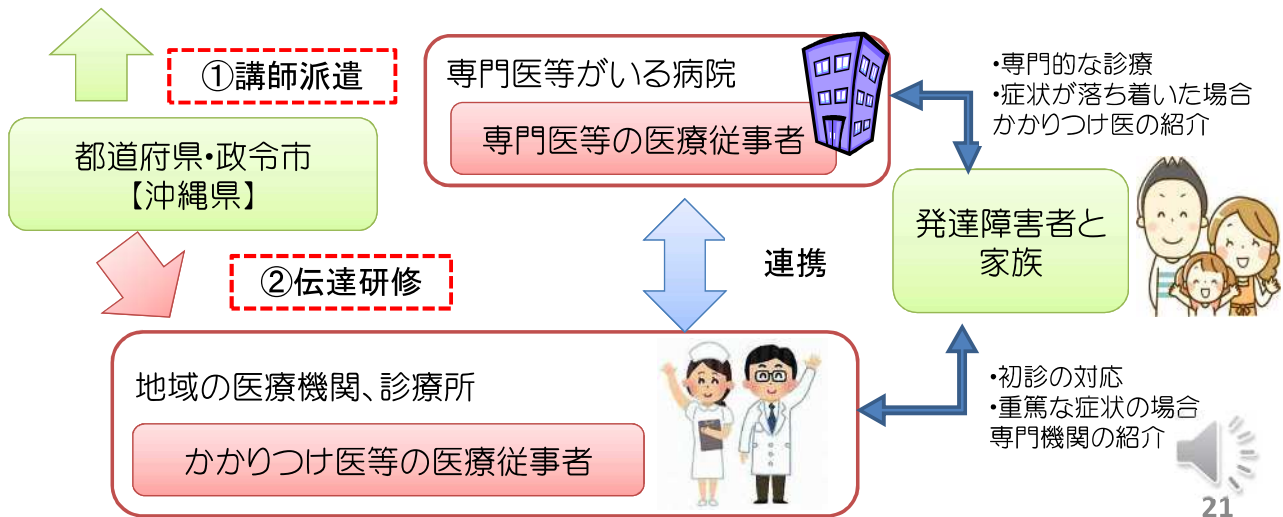
⑤かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

目的

県内のどの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図ることを目的に実施。平成29年度より沖縄県の事業として実施している。

国立精神・神経医療研究センター【以下、指導者養成研修を実施】

○発達障害者支援研修:指導者養成研修パートⅠ、パートⅡ、パートⅢ

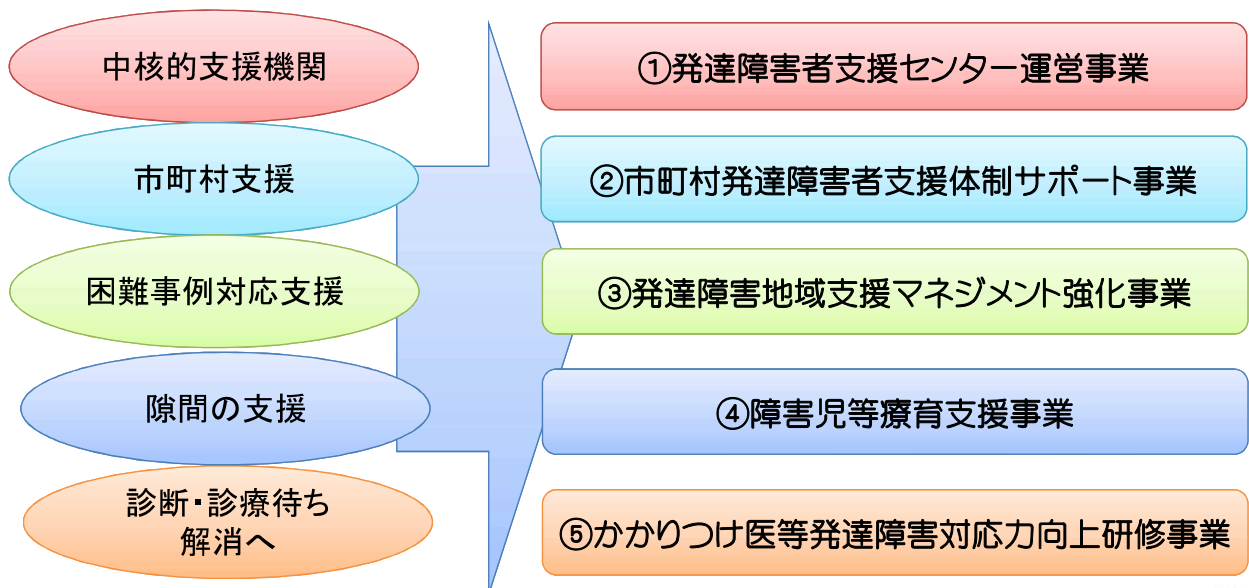


21

○県(障害福祉課)の発達障害児(者)支援について



県(障害福祉課)では、「整備計画」を推進するため、以下の5つの事業に取り組んでいます。



22

ご清聴ありがとうございました。

